

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会 公文書等管理部会の会議概要

県民活動生活課県民情報室

滋賀県公文書等の管理に関する条例に基づき、下記の事項を審議するため、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会公文書等管理部会を開催しました。

● 名称：第4回滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会
公文書等管理部会

● 日時：令和2年10月8日（木）午前9時30分～午前11時30分

● 場所：大津市京町四丁目1-1
滋賀県庁本館 4-A会議室

● 議題：
廃棄予定文書の歴史公文書該当性に係る滋賀県公文書等の管理に関する条例第8条第3項に基づく意見聴取について

【意見聴取の方法にかかる方向性】

- (1)事務局は、廃棄予定ファイルと移管予定ファイルが掲載された一覧を委員に配布する。
- (2)審議会による審議の流れは、まず配布した別冊の一覧を見て、質問や意見をいただき、次回の会議において、公文書館の回答を聞き、審議会としての意見をまとめていただく、という流れを想定。
- (3)委員からの御質問や御意見は、資料4の様式に、質問等の内容を記載して行っていただく。
- (4)主担当と副担当を資料5-2、5-3のとおりとするが、質問・意見は、必ずしも担当の部局に限らず提出することができる。
- (5)各ファイルを個別に見る方法のほか、複数のサンプルを挙げ、それについての公文書館の説明を聞いて判断する、というやり方も想定している。悉皆で全部チェックしないと見たことにならないとは考えていない。
- (6)移管の可否は、最終的に原課が決定する。結果は審議会に報告する。

● 会議の公開・非公開：会議は公開で行いました。